

施設常任委員会資料

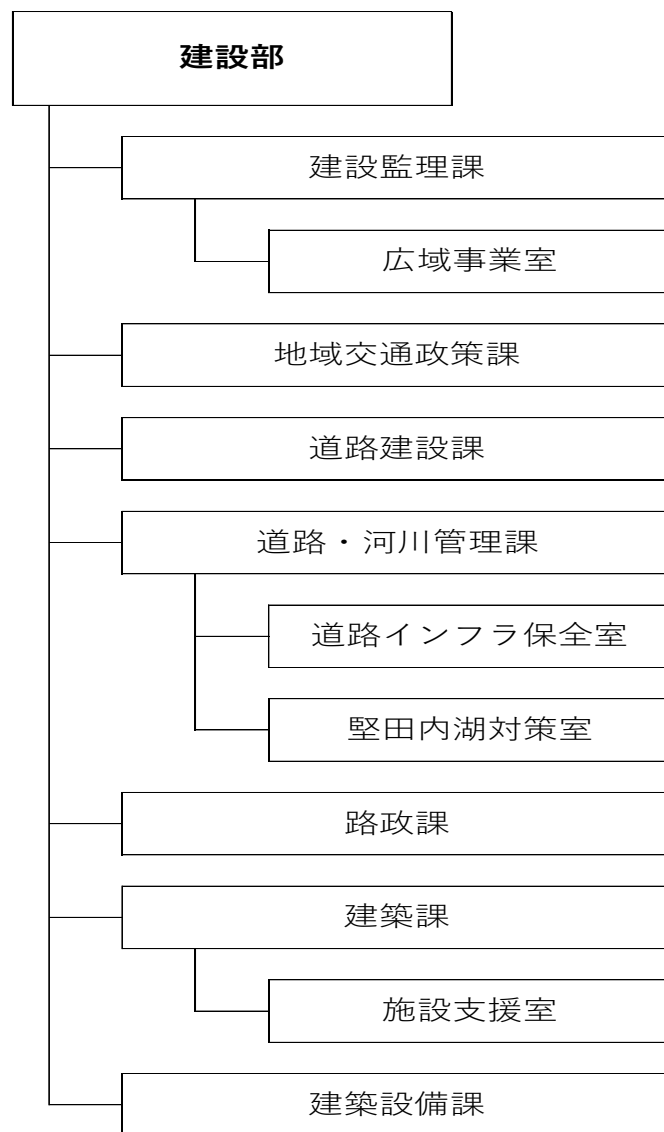
(令和8年度)

建設部

目次

| | | |
|-----------|-------|----|
| 機構図 | | 3 |
| 建設監理課 | | 4 |
| 広域事業室 | | 7 |
| 地域交通政策課 | | 14 |
| 道路建設課 | | 18 |
| 道路・河川管理課 | | 23 |
| 道路インフラ保全室 | | 29 |
| 路政課 | | 32 |
| 建築課・施設支援室 | | 29 |
| 建築設備課 | | 30 |

令和8年度行政機構図



建設監理課

1 課の事務概要

(1) 技術管理グループ

- ① 土木積算システムの保守、管理及び運用に関すること。
- ② 公共工事の設計、積算及び施工に係る技術に関すること。
- ③ 公共工事の品質確保に係る国及び県との連絡調整に関すること。
- ④ 技術職員の支援及び研修に関すること。
- ⑤ 滋賀県県土整備部発行の土木工事標準積算基準書図書の管理に関すること。
- ⑥ 公共基準点及び街区基準点の保全及び管理並びに公共測量に関すること。

(2) 駐車場グループ

- ① 自転車駐車場の整備及び管理に関すること。
- ② 放置自転車等の対策に関すること。
- ③ 駐車場事業に関すること。
- ④ 公共駐車場の指定管理者による管理に関すること。

(3)建設総務グループ

- ①県営工事負担金に関すること。
- ②一般社団法人滋賀県建設業協会等との連絡調整に関すること。
- ③部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。
- ④公印の保管に関すること。
- ⑤課の一般庶務に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1)晴嵐自転車駐車場老朽化対策工事

昭和59年 4月開設 975㎡ 2階建

(2)浜大津公共駐車場外壁・防水改修工事

平成10年 3月開設 11,963.95㎡ 7階建(駐車場は5階まで)

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

自転車駐車場運営事業においては、本市のみならず指定管理事業者においても収支不足の状態が続いており、持続可能な事業運営を担保するための適切な利用料金が必須となっている。そこで、受益と負担の適正化と持続可能な施設運営の観点から、次期指定管理期間(令和9～13年度)において利用料金の設定を見直すこととしており、令和8年度6月通常会議に料金改定の議案を提出すべく、準備を進めている。

合わせて、公共駐車場の当日最大料金の算定方法の見直し等も含め、関連例規の改正を予定している。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

該当なし

広域事業室

1 室の事務概要

- ①新名神高速道路の建設に係る関係機関及び関係団体(期成同盟会等)との連絡調整に関すること。
- ②その他国・県の広域的道路事業の調整及び関係団体(期成同盟会等)との連絡調整に関すること。
- ③大戸川ダム建設、大津放水路建設に係る関係機関及び関係団体(協議会等)との連絡調整に関すること。
- ④その他国・県の広域的河川事業の調整及び関係団体(協議会等)との連絡調整に関すること。
- ⑤室の一般庶務に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

該当なし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1)新名神高速道路建設事業の促進

- ①大津～城陽間の建設及び6車線化事業(令和2年3月事業許可)の促進

L=約25.1km(うち大津市域約12.2km)

現在建設中の新名神高速道路(大津～城陽間)の開通予定時期については、令和6年1月に令和6年度の開通

は困難な状況であることが西日本高速道路株式会社(NEXCO)から公表され、さらに、同年12月、「少なくとも4年以上、工事の進捗によっては更に1~2年程度の期間を要する見込み」とすることが発表された。

引き続き、大津~城陽間の早期開通及び6車線化事業の促進について、国及びNEXCOに対して要望していく。

②大石地区のサービスエリア(SA)に付随する「スマートインターチェンジ(SIC)」(平成26年8月連結許可)の同時共用

SICを本線と同時供用することについて、国及びNEXCO、県に対して要望していく。

(2)国道161号改良整備事業の促進

小松拡幅(13工区 昭和63年7月 暫定2車線供用)

L=約3.2km(市内未整備区間約0.8km)

小松拡幅13工区については、令和6年12月にルート変更に伴う都市計画決定が行われたところであり、早期整備について国に対して要望していく。

(3)滋賀京都連絡道路(国道1号バイパス)整備に向けた計画の早期策定

本市南部には交通が集中し、地域内交通や通過交通のすべてが瀬田川を通過しているが、その容量が不足していることから、市域内の広域道路網において慢性的な渋滞が生じている。特に、市の東南部から中部地域に位置し京都市に向かう国道1号の市内区間は、2車線であり、瀬田川断面、逢坂山断面とも容量不足による交通渋滞

に加え、災害時のリダンダンシーの確保面において課題を抱えている。

これらのことを踏まえ、平成30年3月に滋賀県及び京都府の国会議員、県・府議会議員、市議会議員による建設促進議員連盟が設立されているほか、平成30年8月には、県、本市をはじめ県内7市並びに京都府、京都市に加え、両府県の商工会議所、トラック協会、バス協会を構成団体とした「滋賀・京都間の新しい国道1号バイパス建設促進期成同盟会」が設立され、継続して国への要望活動を行っているところである。

そのような状況の中、令和3年7月に「近畿ブロック 新広域道路変更計画」が策定、その一路線に「滋賀京都連絡道路(国道1号バイパス)」が認定され、令和4年4月に国土交通省より重要物流道路の「候補路線」に指定された。

さらに令和7年4月、国において、計画段階評価を進めるための調査の調査箇所を選定したことが公表されたことから、滋賀京都連絡道路の計画段階評価を進めるための調査を着実に推進し、早期に事業化することについて、国及び県に対して要望していく。

(4)大戸川ダム建設事業の促進

大戸川ダム建設事業については、平成21年3月策定の淀川水系河川整備計画において、ダム本体工事の実施時期は検討するとされていたが、河川整備計画から既に十数年が経過し、計画に位置付けられた治水事業の進捗が一定図られたことに加え、近年の気候変動等による豪雨災害が激甚化、頻発化する恐れが高まっていることを踏まえ、国において令和3年8月に淀川水系河川整備計画(変更)が策定され、ダム本体工事の実施が明記された。

本市としては、大戸川流域の洪水氾濫被害の軽減を図り、流域住民の安心・安全が早期に確保されるよう、引き続き、大戸川ダム の 早期建設を国・県に対し要望するとともに、関連事業である主要地方道大津信楽線は、令和5年3月25日に付替県道大津信楽線として供用開始されたが、それと交差する付替県道栗東信楽線の早期完成並びに大戸川の河川改修及び適正な維持管理を要望していく。

また、大戸川ダムの本体建設計画に伴い、平成13年に現水源地域整備計画(以下「現計画」)が策定されたが、平成21年にダム本体工事が凍結、ダム形状も多目的ダムから流水型ダムへと変更され、ダムサイトの計画位置も上流へ約900m移動することとされた。現計画は変更前のダム計画を前提としたものであることから、令和3年8月、淀川水系河川整備計画(変更)により、大戸川ダム本体工事にかかる調査・設計が動き出す中で、現在、大戸川ダム工事事務所が中心となり、先進地視察、勉強会、意見交換会等を開催しており、本市からも参画している。

令和8年度においても、令和7年度に引き続き、国・県と連携しながら協議を進めていく。

(5) 大津放水路建設事業の促進

大津市中南部地域における市街地を流下する8河川(三田川・狐川・盛越川・兵田川・篠津川・相模川・堂の川・諸子川)流域の洪水被害を軽減するため、国の直轄事業として放水路の整備が平成4年から施行された。

① I 期区間(瀬田川～盛越川 L=2.4km)

平成17年6月12日通水

平成29年8月に一級河川に指定され県に移管された。

②Ⅱ期区間（盛越川～諸子川 L=2.3km）

Ⅱ期区間については、令和3年8月策定の淀川水系河川整備計画（変更）においても『未着手である盛越川から諸子川までの延伸について、浸水実績や近年の降雨状況等も踏まえ実施時期を検討する。』とされており、整備に向けた大きな進展はない状況である。現在、琵琶湖河川事務所が中心となり、現地視察や勉強会等を開催しており、本市からも参画している。

本市としては、実施時期の速やかな検討と早期着手について、引き続き国及び県に対して要望していく。

（6）国道477号の4車線拡幅事業の促進

滋賀県道路公社が管理する琵琶湖大橋有料道路第6期事業は、平成28年1月の変更許可以来、琵琶湖大橋西詰交差点から真野 IC までの4車線拡幅事業が推進され、令和6年4に供用開始がなされた。本市としては、真野 IC からびわこサイエンスパーク間の4車線化とともに還来神社から途中小橋間の自転車歩行者道路の整備（未整備区間 L=0.7km）について、県等に要望している。

なお、第6期事業期間については、これまで令和16年9月までとしていたが、令和29年12月までとする旨の変更が令和6年3月に公表された。

（7）主要地方道伊香立浜大津線整備事業の促進

主要地方道伊香立浜大津線は、伊香立北在地町の国道477号との交差点を起点に、浜大津の県道高島大津線

(旧国道161号)交差点までの路線で、防災上の観点からも本市北部地域の重要な幹線道路である。

このうち国道477号との交差点(伊香立中学校前)から坂本六丁目(西教寺前)までの9.9kmの区間について、現道の狭隘区間の解消、周辺地域・住民の利便性向上を目的に道路改築事業が進められている。

令和2年3月には、伊香立下在地生津工区が開通し、本市としては、引き続き仰木・千野工区の計画変更と坂本工区の事業促進を要望していく。

①千野・坂本工区 L=約1.7km

令和8年度事業予定 用地補償、改良工事

②仰木工区 L=約0.7km

令和8年度事業予定 地元ルート協議

(8)瀬田川(鹿跳溪谷)改修

琵琶湖沿岸の浸水被害を軽減するためには、天ヶ瀬ダム再開発(～令和4年度)及び瀬田川の河道掘削に続き鹿跳溪谷の改修を実施する必要がある。これまで琵琶湖河川事務所において改修方法を検討されてきたが、令和4年3月に瀬田川整備検討委員会が設立され、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保等の観点を重視した河川整備について検討しているところであり、委員に建設部長が就任している。

流域の治水安全度が向上する整備の推進を要望するとともに、整備に当たっては、地域関係者の意見が適切に反映され、当該地の景観、自然環境の保全等についても配慮されるよう、引き続き国及び県に対して要望していく。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

大戸川ダムに係る水源地域整備計画事業の精査及び地域との協議

大戸川ダムの本体建設計画に伴い、平成13年に現水源地域整備計画が作成されたが、ダム形状が多目的ダムから流水型ダムへと変更され、ダムサイトの計画位置も上流へ約900m移動することとされた。

現在、大戸川ダム本体工事にかかる調査・設計が進められていることから、現在、大戸川ダム工事事務所を中心として、大戸川ダム地域振興ビジョンの策定の検討に向け、牧町及び大鳥居町と協議を進めている。

今後、水源地域整備計画の見直しに向け、関係機関や地元との協議を行う。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

これまでから、国道161号改良整備促進期成同盟会などを通じ、国道161号湖西道路(真野IC～坂本北IC間)の4車線化及び小松拡幅(14工区)の整備促進の要望活動を重ねてきた結果、令和7年9月27日に湖西道路(真野IC～坂本北IC間)で4車線化の本格運用が開始されるとともに、11月24日には小松拡幅(14工区)が開通し、交通混雑の緩和や定時性の確保などの効果が発現している。

地域交通政策課

1 課の事務概要

- ①地域公共交通の維持・確保に関すること。
- ②鉄軌道、旅客自動車等の交通機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- ③公共交通関連施設の管理に関すること。
- ④バリアフリーの推進に関すること。
- ⑤ビワイチの整備推進に関すること。
- ⑥バス停におけるベンチの設置に関すること。
- ⑦課の一般庶務に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

第2次大津市地域公共交通計画の策定について

令和3年3月に策定した「大津市地域公共交通計画」の終期が令和7年度末であるため、令和8年3月に新たな地域公共交通の「マスタープラン」となる「第2次大津市地域公共交通計画」を策定した。

本計画は、大津市地域公共交通活性化協議会における議論や各種団体との意見交換会、関係交通事業者へのヒアリング等を踏まえ策定したものであり、今後本計画における既存の地域公共交通の維持が重要であるとの認識

のもと、「地域公共交通の維持・確保」と「地域公共交通の利用促進・利便性向上」を基本方針とし取組を進めていく。

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

路線バス利用喚起事業について

本市では路線バスの運行維持を図るため、バス事業者と協議のもと、補助金による個別路線の運行支援に取り組んでいるが、バス事業者は、改善基準告示や深刻化する運転手不足への対応、利用者数の減少等により、厳しい経営状況が続いていることから、路線バス利用のきっかけづくりとマイバス意識の醸成を目的とし、採算が厳しい路線地域を対象にバスマップの制作等を通じて利用促進を図るとともに、一部の路線において100円路線バスの運行を行い、路線バスの利用喚起を図る。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当無し

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 地域公共交通の維持・確保について

① 路線バス、タクシーについて

既存の地域公共交通を維持することが重要であるとの認識のもと、乗合バス事業者には、地域バス路線運行等

対策費補助金による運行支援を行い、市内タクシー事業者には、令和6年度から普通第二種運転免許及び中型第二種運転免許の取得支援を行っている。しかし交通事業者からは、深刻化する運転手不足などを背景に、経営環境の厳しさが一層増しているとの声が寄せられており、令和8年度においても、それらに力点を置いた取組を継続するとともに、引き続き、利用促進や補助のあり方などについて地域住民や交通事業者と協議を重ねていく。

②デマンド型乗合タクシーについて

路線バスが廃止等となり他の代替交通手段の確保が困難な地域においては、デマンド型乗合タクシーを運行し、移動手段の確保に努めている。志賀地域では平成27年10月から、葛川、伊香立、仰木、上田上、晴嵐台地域では、令和3年4月から運行を開始しており、引き続き地域住民、交通事業者との三者協働により、利用促進や利便性向上に繋がる取組を進めていく。

(2) 地域公共交通を補完する移動手段のあり方について

令和7年度から「大津市地域住民の移動手段の確保に係る無償運送事業補助金交付基準」に基づき、地域住民を対象とした無償運送事業を主体的に実施する公共的団体に対して、無償運送の実施に要する経費の一部に対して補助を実施している。引き続き、補助事業を通じて、地域公共交通を補完する移動手段のあり方などを検討する。

(3) JR湖西線のバリアフリー化の推進について

市内のJR16駅のうち、JR湖西線4駅(北小松駅・近江舞子駅・志賀駅・蓬萊駅)は全て高架駅であるがエレベーターが未整備であるため、利用者の安全性と利便性の向上が必要である。加えて北小松駅・志賀駅・蓬萊駅については令和7年度に無人化が実施されたこともあり、JR西日本に対しては、4駅のエレベーターの早期整備について、引き続き要望を重ねるとともに、国に対しては、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において利用者数にかかわらず「高架等の高所に設置された鉄軌道駅」を優先的な整備対象へ追加するよう、県と連携し要望している。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

該当なし

道路建設課

1 課の事務概要

(1) 建設第1係

- ①都市計画道路の事業認可に関すること。
- ②都市計画道路の工事に関すること。
- ③道路網整備計画に関すること。

(2) 建設第2係

- ①道路及び橋梁の新設及び改良の工事に関すること。
- ②広場の事業認可及び工事に関すること。

(3) 用地係

- ①都市計画道路の事業認可(建設第1係の分掌事務に属するものを除く。)に関すること。
- ②都市計画道路に係る用地取得及び当該取得に伴う補償に関すること。
- ③道路、広場及び橋梁の新設及び改良に係る用地取得並びに当該取得に伴う補償に関すること。

④課の一般庶務に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1)市道幹1009号線の整備推進(都市計画道路3・4・21号本堅田真野線)

《道路交通安全施設等整備事業費補助》

真野一丁目ほか

事業年度 平成18年度～

延長 1,450m、幅員 18m

[工区別延長]

第1工区 延長 380m

堅田駅西口土地区画整理事業区域～市道北1103号線

平成30年5月9日一部供用開始

第2工区 延長 340m

市道北1103号線～真野川～国道477号

現在施工中(令和8年12月供用開始予定)

第3工区 延長 730m

国道477号～市道幹1007号線びわこローズタウン

平成28年4月27日供用開始

(2)都市計画道路3・4・46号比叡辻日吉線の整備推進

《道路交通安全施設等整備事業費補助》

坂本三丁目ほか

事業年度 平成25年度～

延長 690m、幅員 16m

(3)都市計画道路3・4・9号馬場皇子が丘線(北国町工区)の整備推進

《道路交通安全施設等整備事業費補助》

三井寺町ほか

事業年度 平成22年度～令和9年3月供用開始予定

延長 330m、幅員 16m

(4)都市計画道路3・5・101号本堅田衣川線の整備推進

《道路交通安全施設等整備事業費補助》

堅田二丁目ほか

事業年度 平成29年度～

延長 515m、幅員 14m

(5)市道幹2028号線の整備推進【新名神関連】

《防災・安全交付金》

大石小田原町

事業年度 平成26年度～

延長 780m、幅員 8m

(6)市道中1608号線ほか1線の整備推進【志賀小学校進入路】

《防災・安全交付金》

南志賀一丁目

事業年度 令和8年度～

延長 115m、幅員 9.5m

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 国・県連携の地域幹線道路の整備推進

市道幹2028号線の道路整備事業については、新名神高速道路事業の建設発生土を活用し、道路を築造する計画であり、建設発生土の運搬及び路体盛土の施工を一括管理することで、工期の短縮化や経済性の確保に加え、施工性の向上が期待できることから、西日本高速道路株式会社関西支社と令和2年5月に「大津市道幹2028号線道路整備工事の委託に関する基本協定」を締結し、工事を委託している。

なお、新名神高速道路事業(大津～城陽間)の完成が令和10年度、工事の進捗によっては更に1から2年程度の期間を要する見込みとなったことから、同社への委託を令和9年度まで延伸したが、令和10年度以降の市直営の発注工事(盛土工、舗装工等)が大規模工事となるため、外部委託等の検討が必要である。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

該当なし

道路・河川管理課

1 課の事務概要

(1) 管理係

- ①市街灯の新設及び市街灯・防犯灯の維持管理に関する事。
- ②駅前広場の管理に関する事。
- ③道路の管理瑕疵による事故処理に関する事。
- ④道路法の規定による工事施行命令に関する事。
- ⑤道路賠償責任保険に関する事。
- ⑥アダプトプログラム・道路愛護等に関する事。
- ⑦放置自転車等策に関する事。
- ⑧雪寒対策業務に関する事。
- ⑨私道整備補助事業に関する事。
- ⑩社会資本整備総合交付金に関する事。(他課の分掌事務に属さないもの)
- ⑪課、道路インフラ保全室及び堅田内湖対策室の一般庶務に関する事。

(2) 維持第1係、第2係

- ①道路及び道路構造物の維持修繕に関すること。
- ②市道及び法定外道路の施設管理に関すること。
- ③市道及び法定外道路に係る災害復旧工事に関すること。
- ④交通安全施設の工事に関すること。

(3) 街路樹係

- ①街路樹の維持管理に関すること。
- ②緑地台帳の整備に関すること。

(4) 河川係

- ①準用河川、普通河川等及び急傾斜地防災施設の新設、改良及び維持管理に関すること。
- ②準用河川及び普通河川等に係る災害復旧工事に関すること。
- ③河川台帳、急傾斜地防災施設台帳の整備に関すること。
- ④港湾施設(堅田、雄琴、膳所、南小松)の維持管理に関すること。

(5) 堅田内湖対策室(兼務職員8人)

堅田内湖の治水及び利水に関する内湖周辺の関連事業との調整に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

該当なし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 交差点等における安全対策事業の実施

交差点部における人身事故や車両同士による事故を防ぐため、令和4年度から重点的に、対策が必要な交差点部における道路線形の改良や車両進入防止柵の設置を行うなど、歩行者や車両が安心して快適に移動できるよう交通安全対策を進めている。

今後はさらに、交差点の見通し確保のため、「大津市の道路、施設の見通し確保に係る設計、管理上の指針」及び「大津市バリアフリー基本構想」並びに「大津市街路樹等管理ガイドライン」に基づき、交差点付近の植樹帯の一部除却を行うなど、積極的な交通安全対策を行っていく。

令和8年度に施工を予定する主な路線

- ① 市道幹2115号線(日吉台三丁目ほか)
- ② 市道幹2123号線(滋賀里四丁目ほか)

③ 市道中4004号線(におの浜二丁目)

④市道幹1056号線(大將軍一丁目ほか) ほか

(2)市街灯等管理事業(LED化推進)の実施

開発行為による帰属や防犯灯の寄附等に伴い、管理基数は年々増加しており、現在では市街灯・防犯灯を合わせて約32,000基を維持管理している。

その一方で、経費削減と環境負荷の軽減を図るため、蛍光灯具(平成23年度当時24,000基)について、計画的にLED器具への更新を進め、令和4年度末に更新が完了した。令和5年度からは水銀灯(約3,000基)のLED器具への更新を開始し、照明器具の長寿命化による修繕料の軽減と、消費電力量の減少に伴う光熱水費の効率化を進めていく。

(3)街路樹管理事業の実施

本市には約12,000本の街路樹が存在しており、剪定や防除(病虫害駆除)などの維持管理を行っている。

街路樹や植栽の維持管理における取組を再整理し、持続可能な維持管理を適切に行うため、令和7年度には街路樹係を創設するとともに、大津市街路樹等管理ガイドラインを策定したところであり、引き続き、良好な景観を形成し、人と環境にやさしい魅力ある街に寄与する街路樹となるよう適正な維持管理に取り組んでいく。

(4)河川改修事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施

- ①令和3年8月の集中豪雨により、沿線家屋への浸水や護岸の損傷被害のあった鼠谷川(山中町)をはじめ、本市が管理する河川の改修整備を求める住民の要望に応え、自然災害防止事業債などを活用して整備する。

河川改修工事(鼠谷川)ほか10河川

- ②急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命を守るため、急傾斜地崩壊対策事業として、県と共に危険区域の調査、指定及び防災工事を進めていく。

市事業:2地区(大石小田原地区、伊香立上龍華町地区)

県事業:7地区(葛川坊村町地区、比叡平地区、山中町地区、大谷地区、逢坂地区、朝日が丘地区、上田上桐生地区)

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

洪水対策及び土砂災害防止対策について

洪水対策を要する一級河川は大小合わせて74河川あり、その多くは近年の気候変動による降雨量の増加や災

害の激甚化の影響、さらに宅地開発の進展等による降雨時の流出量が増加し、これらの流出量の変化に適応させるための河川改修が緊急の課題となっている。こうしたことを踏まえて、洪水から住民の生命、財産を守るため、一級河川の管理者である県に対し計画的に改修を進めるよう要望している。

このほか、土砂災害防止対策を要する地域における砂防事業並びに急傾斜地崩壊対策事業の推進についても、県に対し要望していく。

また、河川内の土砂堆積等に起因する溢水被害の未然防止のため、令和2年度より国の有利な起債を活用し、市が管理する普通河川等の浚渫事業に取り組んできたところであり、引き続き、県等との調整を行い、適正な維持管理に取り組んでいく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

該当なし

道路インフラ保全室

1 室の事務概要

- ①道路インフラ施設の長寿命化計画に関すること。
- ②橋梁の維持管理に関すること。
- ③橋梁に係る災害復旧工事に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 該当なし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1)市道橋法定点検及び橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修業務

計画策定橋(1021橋管理(令和8年3月時点))

- ①橋梁点検業務 令和6年度～令和10年度(5年サイクル3期目)

点検橋梁箇所(予定) 令和8年度:206橋

- ②橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修

令和8年度:下天神橋ほか7橋

(2) 道路法に基づく各道路施設の点検について

現在、大津市道路等施設マネジメント基本方針の位置付けにおける、橋梁、トンネル、舗装、道路擁壁及び法面、大型カルバートの各道路施設長寿命化修繕計画を策定済みである。

令和8年度は、次年度以降の道路擁壁及び法面の法定点検に向けた総数の整理を行う予定。

(3) 舗装長寿命化推進事業

約1,567kmに及ぶ市道の舗装について、通行量や利用頻度、道路損傷の危険度等を判断しながら、計画的に効果的な補修等を進めていく必要があることから、令和2年12月に舗装長寿命化修繕計画を策定した。幹線道路等においては、定期的な点検・診断の結果に応じて適切な時期に修繕や補修を行う「予防保全型」の維持管理を行うこととし、効率的かつ効果的な修繕補修により、快適で円滑な交通の確保を行う。

なお、対象となる路線については、令和4年度及び令和5年度に実施した主要道路の路面性状調査257kmのうち、修繕段階と判明した約42kmについて、10年間で計画的に補修改修を施工することにより、舗装の長寿命化を促進し、維持管理費に係る費用の平準化及び縮減を図る。

① 令和7年度に施工した路線

市道幹1052号線(御殿浜)

市道幹1052号線(北大路三丁目)

市道幹1041号線(朝日が丘一丁目)

市道幹2109号線(仰木の里五丁目ほか)

- ②令和8年度は、令和6、7年度にFWD調査を実施した幹1009号線、幹2142号線、幹2109号線の長寿命化工事を実施予定

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

平成26年から橋梁(歩道橋含む)の点検を実施しており、計61橋が「道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期措置を講ずべき状態」と規定される点検区分Ⅲと評価され、現在までに48橋の補修工事が完了している。

令和8年度は残る13橋のうち、8橋の補修工事を予定しており、令和9年度以降も引き続き対策を講じていく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

該当なし

路政課

1 課の事務概要

(1) 審査係

- ①市道、法定外道路及び普通河川等の占用等の許可及び不正使用の排除のための査察指導に関すること。
- ②道路法の規定による道路管理者以外の者が行う工事及び大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例第5条第1項の規定による工事の承認及び工事施行状況の監視に関すること。
- ③市道、法定外道路及び普通河川等に係る都市計画法第32条の規定による協議及び同法第36条の規定による完了検査に関すること。
- ④土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に係る県及び庁内関係部局との連絡調整に関すること。

(2) 用地係

- ①市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の財産管理に関すること。
- ②市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の財産取得に関すること。
- ③準用河川、普通河川等及び急傾斜地防災施設の整備に係る用地処理に関すること。
- ④準用河川、普通河川等及び急傾斜地防災施設の用地管理に関すること。

- ⑤市道、法定外道路及び普通河川等に係る都市計画法第40条の規定による土地の帰属に関する事。
- ⑥市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の敷地に係る用地紛争の処理に関する事。
- ⑦法定外道路及び普通河川等の用途廃止に関する事。
- ⑧法定外道路及び普通河川等の特定図の整備保管に関する事。

(3) 路政係

- ①市道路線の認定、変更及び廃止に関する事。
- ②道路台帳及び道路網図の整備保管に関する事。
- ③準用河川台帳の整備保管に関する事。
- ④市道、法定外道路及び普通河川等に係る都市計画法第32条の規定による協議及び同法第36条の規定による完了検査に関する事。
- ⑤市道、法定外道路及び普通河川等に係る都市計画法第40条の規定による土地の帰属に関する事(用地係の分掌事務に属するものを除く。)
- ⑥河川法(昭和39年法律第167号)に基づく準用河川の占用等の許可及び不正使用の排除のための査察指導に関する事。
- ⑦準用河川の管理者以外の者が行う工事の承認及び工事施行状況の監視に関する事。
- ⑧一級河川に係る河川法に基づく占用等の許可に関する申請の受付及び経由事務に関する事。

- ⑨道路法第47条の2の規定による特殊車両通行許可に関する事。
- ⑩大津市港湾の管理に関する条例に基づく港湾の使用の許可等に関する事。
- ⑪公印の保管に関する事。
- ⑫課の一般庶務に関する事。

(4) 境界地籍係

- ①市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の境界確定に関する事。
- ②国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく地籍調査に関する事。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

該当なし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

地籍調査事業 一筆地調査

瀬田地区①一部 0.03km² 同②一部 0.06km²

田上地区①一部 0.03km²

(参考：実施成果)

| | | | |
|-------|--------|-----------|-------------------------------|
| 平成 3 | | 和邇南浜地区 | 0. 30 km ² (一筆地調査) |
| 平成 14 | ~ 25 | 中央地区 | 0. 24 km ² (一筆地調査) |
| 平成 18 | ~ 20 | 稲葉台地区 | 0. 15 km ² (一筆地調査) |
| 平成 23 | ~ 26 | 膳所・中央地区ほか | 2. 39 km ² (官民先行型) |
| 平成 27 | ~ 28 | 長等地区 | 0. 59 km ² (官民先行型) |
| 平成 28 | ~ 令和 2 | 膳所地区 | 0. 57 km ² (官民先行型) |
| 令和 3 | ~ 令和 4 | 膳所地区 | 0. 08 km ² (街区境界型) |
| 令和 5 | | 萱野浦地区 | 0. 10 km ² (街区境界型) |
| 令和 6 | | 萱野浦地区 | 0. 08 km ² (街区境界型) |
| 令和 7 | | 膳所地区 | 0. 02 km ² (街区境界型) |
| | | 瀬田地区①一部 | 0. 03 km ² (一筆地調査) |

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

該当なし

6 その他、特に報告すべき事項

路政課が所管する境界確定及び許認可等の実績件数(年度末時点)

| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---------------------|--------|-------|-------|-------|
| 市道及び法定外道路等の官民境界確定件数 | 申請 | 215 | 171 | 198 |
| | 確定 | 190 | 164 | 169 |
| 道路法許可件数 | 24条 | 224 | 177 | 158 |
| | 32条 | 1,492 | 1,360 | 1,270 |
| 法定外道路等許認可件数 | 承認 | 82 | 63 | 43 |
| | 占用 | 453 | 396 | 459 |
| 開発等事前協議件数 | 開発 | 63 | 54 | 53 |
| | 中高層建築物 | 9 | 10 | 8 |
| 一級河川の申請受付・経由件数 | | 708 | 721 | 886 |

建築課・施設支援室

1 課・室の事務概要

建築課

(1) 建築第1係

- ①主に南部地域(市道幹1042号線以南をいう。)の市有建物の建設工事及び営繕工事に係る計画、設計、現場監督及び検査に関すること。
- ②建築に係る小額工事の単価査定に関すること。

(2) 建築第2係

- ①主に北部地域(市道幹1042号線以北をいう。)の市有建物の建設工事及び営繕工事に係る計画、設計、現場監督及び検査に関すること。
- ②建築に係る小額工事の単価査定に関すること。

(3) 土地造成係

- ①学校用地、住宅用地等の土地造成工事に係る計画、設計、現場監督及び検査に関すること。
- ②土地造成に係る小額工事の単価査定に関すること。

③建築課及び施設支援室の一般庶務に関すること。

施設支援室

(1)施設支援グループ

①市有建物の定期点検に関すること。

②市有建物の維持管理の技術的支援に関すること。

③建築保全業務積算システムの管理に関すること。

(2)施設包括管理グループ

①公共施設包括管理業務に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1)工事関係（50百万円以上）

①北大路中学校長寿命化改良等工事（R6より継続）

②瀬田東小学校長寿命化改良等工事（R6より継続）

- ③音羽台団地解体工事(R7より継続)
- ④坂本市民体育館屋根防水及び耐震化等改修工事(R7より継続)
- ⑤旧伊香立市民センター解体工事
- ⑥小野市民センター長寿命化改修工事
- ⑦歴史博物館外壁改修工事
- ⑧旧雄琴幼稚園園舎解体工事
- ⑨瀬田公園体育館天井改修工事
- ⑩蟹川団地1号棟屋上断熱防水及び外壁改修工事
- ⑪浜大津公共駐車場外壁・防水改修工事
- ⑫小野小学校トイレ改修工事(A工区)
- ⑬葛川小学校体育館屋根防水改修工事
- ⑭真野小学校長寿命化改良等工事
- ⑮仰木小学校トイレ改修工事(A工区)
- ⑯坂本小学校トイレ改修工事(C工区)
- ⑰唐崎小学校長寿命化改良等工事
- ⑱志賀小学校土砂災害特別警戒区域対策工事
- ⑲比叡平小学校トイレ改修工事(A工区)

⑳藤尾小学校トイレ改修工事(B工区)

㉑南郷中学校体育館屋根改修工事

㉒田上中学校トイレ改修工事(C工区)

(2) 委託関係(20百万円以上)

①滋賀市民センター改築工事設計業務

②唐崎小学校長寿命化改良等工事監理業務

③志賀小学校体育館建設に伴う敷地造成設計及び開発協議資料作成業務

(3) 公共施設包括管理業務

対象施設134施設(市民センター36施設、幼稚園・保育園43施設、小中学校55施設)に対し自家用電気工作物保安管理ほか各種点検業務、清掃、樹木管理、修繕(小額工事を含む、原則130万円以下)など19業務を実施

受託者 日本管財株式会社 滋賀事業所

契約期間 令和6年7月10日から令和11年3月31日まで

委託料 3,190,788,458円(税込)※債務負担あり(令和8年4月1日付け変更契約済み)

(4)市有建物の定期点検に関すること。

①建築基準法の規定に基づく建築物等の定期点検を実施

(令和7年度実績:158件、令和8年度予定:178件)

②建築基準法の規定に基づく防火設備点検を、一括委託により実施

(令和7年度実績:18施設、令和8年度予定:施設所管課との調整による)

③建築基準法の規定に基づく外壁全面調査を、業務委託により実施

(令和8年度予定:1件)

(5)技術支援業務

①市有建物のアスベスト対策に係る調査・実施への技術支援

②市有建物全般の事業計画・管理等に係る技術支援

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5 当面する課題、懸案事項等で報告すべきと思われるもの

近年、市有建物の老朽化に伴う所管所属からの工事等施行依頼が増大しており、事業の円滑な進捗や工事監理業

務の効率化が求められている。また、人件費及び物価上昇に伴う価格変動、民間技術者(担い手)不足に伴う入札参加者の減少への対応も関係課との協議が必要である。

加えて、中長期的には、今後を担う本市技術職員及び民間技術者の確保と育成に関しても関係団体との連携を図っていくことが必要である。

さらに、令和6年度に開始した公共施設包括管理業務が円滑・適正に履行できているか、モニタリングにより確認し、課題等があれば適切に対応していく。また、施設支援室側の業務フローについても随時見直していく。今後は、当該業務で得られた知見を長寿命化等改良工事の設計などへ活かしていく。

6 その他、特に報告すべき事項

該当なし

建築設備課

1 課の事務概要

(1) 機械・空調設備係

- ①市有建物の建設工事及び営繕工事に係る機械設備及び空調設備工事の計画、設計、現場監督及び検査に関すること。
- ②機械設備及び空調設備に係る小額工事の単価査定に関すること。
- ③課の一般庶務に関すること。

(2) 電気設備係

- ①市有建物の建設工事及び営繕工事に係る電気設備工事の計画、設計、現場監督及び検査に関すること。
- ②電気設備に係る小額工事の単価査定に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 該当なし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 工事関係（50百万円以上）

- ① 北大路中学校長寿命化改良等電気設備工事(R6より継続)
- ② 北大路中学校長寿命化改良等機械設備工事(R6より継続)
- ③ 瀬田東小学校長寿命化改良等電気設備工事(R6より継続)
- ④ 瀬田東小学校長寿命化改良等機械設備工事(R6より継続)
- ⑤ 生涯学習センターエアハンドリングユニット及びファンコイルユニット更新工事(R7より継続)
- ⑥ 小野市民センター長寿命化改修電気設備工事
- ⑦ 真野小学校長寿命化改良等電気設備工事
- ⑧ 真野小学校長寿命化改良等機械設備工事
- ⑨ 唐崎小学校長寿命化改良等電気設備工事
- ⑩ 唐崎小学校長寿命化改良等機械設備工事
- ⑪ 比叡平小学校トイレ改修機械設備工事(A工区)
- ⑫ 生涯学習センター自家用電気工作物更新工事
- ⑬ 生涯学習センターエアハンドリングユニット及びファンコイルユニット更新工事(3階系統)

(2) 委託関係(20百万円以上)

- ① 滋賀市民センター改築工事設計業務(建築課と連携)
- ② 唐崎小学校長寿命化改良等工事監理業務(建築課と連携)

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5 当面する課題、懸案事項等で報告すべきと思われるもの

近年、市有建物の老朽化に伴う所管所属からの工事等施行依頼が増大しており、事業の円滑な進捗や工事監理業務の効率化が求められている。また、人件費及び物価上昇に伴う価格変動、民間技術者(担い手)不足に伴う入札参加者の減少への対応も関係課との協議が必要である。

加えて、中長期的には、今後を担う本市技術職員及び民間技術者の確保と育成に関しても関係団体との連携を図っていくことが必要である。

今後は、施設支援室との連携による公共施設包括管理業務で得られた知見を長寿命化等改良工事の設計などへ活かしていく。

6 その他、特に報告すべき事項

該当なし